解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

大阪府羽曳野市東阪田三〇一

NPO法人SRI

清算人　辻　和広

解散公告

当組合は、平成二十四年五月九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

奈良県桜井市大字大泉五一〇番地

奈良県教育開発協同組合

代表清算人　額田　史郎

解散公告

当社は、平成二十四年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

岡山市北区中島田町一丁目四番一七号

有限会社野瀬鉄工所

清算人　木梨　厚忠

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

岡山市北区本町六番地三〇号セントラルビル二号館五階

特定非営利活動法人おかやま不登校支援センター

清算人　林　尚彦

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

山口県下関市一の宮住吉二丁目六番三一号

八幸商事株式会社

代表清算人　八木　義和

解散公告

当社は、平成二十四年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

北九州市小倉南区津田新町一丁目六番七号

有限会社粉のくら

清算人　吉田　正夫

解散公告

当社は、平成二十四年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

佐賀県佐賀市開成六丁目七番一二号

株式会社平和堂

代表清算人　轟木　廣徳

解散公告

当社は、平成二十四年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

熊本県菊池郡菊陽町大字原水一一三七番地五

有限会社アルファシステム

清算人　髙岡　三郎

解散公告

当社は、平成二十四年五月三十日開催の定時株主総会の決議により平成二十四年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

宮崎県児湯郡新富町大字三納代一六八〇番地

宮崎ワコール縫製株式会社

清算人　松田　伸裕

解散公告（第一回）

当財団法人は、平成二十三年六月二十五日開催の理事会の決議並びに平成二十四年三月三十日東京都教育委員会の許可により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

東京都墨田区向島三丁目三七番二五号

財団法人東京都立本所高等学校後援会

代表清算人　原田　次郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、定款に定めた事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

名古屋市天白区山根町一三六番地

医療法人こまいレディースクリニック

清算人　駒井　宏

解散公告（第二回）

神野中部土地改良区は、平成二十四年二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、神野中部土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

兵庫県加古川市神野町神野六九〇―一

清算法人神野中部土地改良区

清算人代表　坂田　弘逸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

広島県安芸郡熊野町城之堀九丁目二番一六号

認可地縁団体緑翠苑団地会

代表清算人　赤野　信昭

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

高知市横浜南町六番三号

財団法人瀬戸児童福祉協議会

代表清算人　有澤　四郎

解散公告（第二回）

当法人は、浄土真宗の代表役員の承認及び大分県知事の認証を受けて、平成二十四年四月二十五日付けで解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

大分県佐伯市宇目大字小野市二二〇六番地の一

宗教法人西念寺

代表清算人　山田　治郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

鹿児島県大島郡知名町知名五二〇番地

財団法人知名町振興開発公社

清算人　平安　正盛